

○警察署の処務に関する訓令

(平成11年2月12日島根県警察訓令第4号)

警察署の処務に関する訓令(昭和38年島根県警察訓令第9号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 事務の専決及び代決(第5条-第13条)

第3章 会議等(第14条-第17条)

第4章 その他(第18条-第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、警察署における処務について必要な事項を定めるものとする。

(事務処理の原則)

第2条 事務処理は、迅速かつ適正に行わなければならない。

2 事務は、原則として即日処理するものとし、常に未決のないよう能率的に処理するように努めなければならない。

(警察署相互間の連絡協調)

第3条 警察署は、相互に緊密な連絡を保ち、かつ、協力しなければならない。

(定義)

第4条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁権者 警察署長(以下「署長」という。)又は専決する権限を有する者をいう。

(2) 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。

(3) 専決 警察本部長又は署長に代わって、特定の事項を特定の職員が常時警察本部長又は署長の名において決裁することをいう。

(4) 代決 決裁権者が不在の場合に、特定の職員が代わって最終的に意思を決定することをいう。

第2章 事務の専決及び代決

(署長の専決)

第5条 署長は、次に掲げる事務について専決するものとする。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。

(1) 署員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更、時間外勤務代休時間の指定及び休日の代休日の指定に関すること。

(2) 署員(職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第7条の2第1項に規定する管理職員(以下「管理職員」という。)及び管理職員以外の警視の

階級にある警察官並びに次長（以下「管理職員等」という。）に限る。）の休暇の承認に関する事。

- (3) 署員（管理職員等を除く。）の休暇の承認（特異なものに限る。）に関する事。
- (4) 勤務時間の管理に関する事。ただし、職員の勤務時間に関する規程（昭和29年島根県警察訓令第2号）第3条の規定により警察本部長の承認を要するものを除く。
- (5) 署長（地方警務官である者を除く。第7号及び第8号において同じ。）及び署員（管理職員等に限る。）の休日勤務、時間外勤務及び宿日直勤務を命ずる事。
- (6) 署長及び署員の旅行を命じ、及び復命を受ける事。
- (7) 署長及び署員の扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の認定に関する事。
- (8) 署長及び署員（管理職員等に限る。）の特殊勤務記録簿及び呼出記録簿に関する事。

（副署長等の専決）

第6条 署長は、その権限に属する事務のうち、定例又は軽易なものについて、副署長（副署長の置かれていない警察署にあっては次長。以下同じ。）、課長（指導官を含む。）又は係長に専決させることができる。

2 署長は、前項の専決の範囲について、別に定める基準に基づきあらかじめ定めておくものとする。

3 第1項の専決をするときは、当該文書の専決者の押印欄に「専決」と記入して認印を押し、当該専決者より上級者の押印欄に斜線を引くものとする。

（当直責任者の専決）

第7条 署長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものについて、当直責任者に専決させるものとする。ただし、管内の事情等により専決させることが不相当と認められるときは、これを制限することができる。

- (1) 島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令（平成19年島根県警察訓令第34号）第2条の規定による交番等又は当直において保管する提出物件（高額な物件及び特異な物件を除く。）の返還の指揮に関する事。
- (2) 地域警察勤務員の勤務変更の承認に関する事。
- (3) 貨物の制限外積載の許可に関する事。
- (4) 貨物自動車の荷台乗車の許可に関する事。
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第2項に規定する道路の通行の許可に関する事。
- (6) 道路交通法第45条第1項ただし書に規定する駐車の許可に関する事。
- (7) 整備不良車両に対する整備通告の確認に関する事。

2 前項の専決をするときは、前条第3項の規定を準用する。

（幹部の専決）

第8条 署長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものについて、幹部（主

任以上の職にある職員をいう。以下同じ。)に専決させるものとする。この場合において、前条第1項ただし書の規定は、幹部の専決について準用する。

- (1) 貨物の制限外積載の許可に関する事。
- (2) 整備不良車両に対する整備通告の確認に関する事。

(交番所長の専決)

第8条の2 署長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものについて、警部の階級にある交番所長(以下「交番所長」という。)に専決させるものとする。この場合において、第7条第1項ただし書の規定は、交番所長の専決について準用する。

- (1) 道路交通法第8条第2項に規定する通行の許可(許可期間が1か月を超えないものに限る。)に関する事。
- (2) 道路交通法第45条第1項ただし書に規定する駐車の許可(短時間のものに限る。)に関する事。
- (3) 道路交通法第56条に規定する設備外積載の許可(公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車に係る許可を除く。)に関する事。
- (4) 道路交通法第77条第1項第1号及び第2号に規定する道路の使用の許可(定型、軽易なものに限る。)に関する事。
- (5) 道路交通法第77条第1項第3号及び第4号に規定する道路の使用の許可(特異、重要なものを除く。)に関する事。
- (6) 自動車保管場所の証明及び届出に関する事。

2 前項の専決をするときは、第6条第3項の規定を準用する。

(交番等の勤務員の専決)

第9条 署長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものについて、交番その他の派出所又は駐在所(以下「交番等」という。)の勤務員に専決させるものとする。この場合において、第7条第1項ただし書の規定は、交番等の勤務員の専決について準用する。

- (1) 貨物の制限外積載の許可に関する事。
- (2) 貨物自動車の荷台乗車の許可に関する事。
- (3) 道路交通法第45条第1項ただし書に規定する駐車の許可(緊急でやむを得ないものに限る。)に関する事。
- (4) 整備不良車両に対する整備通告の確認に関する事。

2 交番等の勤務員は、前項の専決をするときは、次に掲げるところにより処理しなければならない。

- (1) 異例なもの又は疑義等が生じたものについては、その内容を調査し、意見を付して署長(警部の階級にある交番所長を配置した交番の勤務員は、交番所長)に報告し、指揮を受ける事。
- (2) 前項第1号から第3号までの手続をするときは、申請者が提出した申請書2通

の所定欄を記載し、許可警察署長名の下部に記載してある取扱者に続けて階級及び氏名を記入して押印の上、1通を許可証として申請者に交付し、もう1通を当該交番等において保管すること。この場合において、許可証に付す番号は、交番等ごとの一連番号とし、1年ごとに更新するものとする。

- 3 交番等の勤務員は、第1項の専決をした場合において、必要と認めるものについては、関係交番等に通報しなければならない。

(離島駐在所の勤務員の専決)

第9条の2 浦郷警察署長は、第8条の2第1項第4号及び第5号に掲げるものについて、浦郷警察署知夫駐在所、浦郷警察署海士駐在所及び浦郷警察署知々井駐在所(以下「離島駐在所」という。)の勤務員に専決させるものとする。この場合において、第7条第1項ただし書の規定は、離島駐在所の勤務員の専決について準用する。

- 2 離島駐在所の勤務員は、前項の専決をする場合において、異例なもの又は疑義等が生じたものについては、その内容を調査し、意見を付して署長に報告し、指揮を受け処理しなければならない。

- 3 第1項の専決をするときは、第6条第3項の規定を準用する。

(交通機動隊隊員等の専決)

第10条 署長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものについて、派遣を受けた島根県警察交通機動隊隊員及び島根県警察高速道路交通警察隊隊員(以下「交通機動隊隊員等」という。)に専決させるものとする。この場合において、第7条第1項ただし書の規定は、交通機動隊隊員等の専決について準用する。

- (1) 貨物の制限外積載の許可に関すること。
- (2) 整備不良車両に対する整備通告の確認に関すること。
- 2 交通機動隊隊員等は、前項の専決をするときは、次に掲げるところにより処理しなければならない。
 - (1) 異例なもの又は疑義等が生じたものについては、その内容を調査し、意見を付して署長に報告し、指揮を受けること。
 - (2) 前項第1号の手続をするときは、申請者が提出した申請書2通の所定欄を記載し、許可警察署長名の下部に「取扱者」と記載し、続けて階級及び氏名を記入して押印の上、1通を許可証として申請者に交付し、もう1通を署長に提出すること。この場合において、許可証に付す番号は方面隊、分駐所又は分駐隊ごとの一連番号とし、1年ごとに更新するものとする。
- 3 交通機動隊隊員等は、第1項の専決をした場合において、必要と認めるものについては、関係交番等に通報しなければならない。

(署長が不在のときの代決)

第11条 署長が不在のときにおける署長の権限に属する事務は、副署長が代決するものとする。

- 2 署長及び副署長が不在のときにおける署長の権限に属する事務は、あらかじめ署

長が指定した者が代決するものとする。

(代決の制限)

第12条 重要若しくは異例な事務又は紛議を生じ、若しくは生じるおそれがあると認められる事務については、前条の規定にかかわらず、これを代決することができない。ただし、当該事務の処理について署長からあらかじめ指示を受けた場合は、この限りでない。

(後閲・報告)

第13条 前2条の規定により代決した者は、当該文書の署長の押印欄に「代」と記入して認印を押し、事後速やかに署長に対し、当該文書を提出して後閲を受け、又は代決した内容を報告し、確認を受けなければならない。

第3章 会議等

(所属会議)

第14条 署長は、署員に対し、訓示、指示、教養、訓練、事務打合せ又は意見の聴取を行うため、おおむね1か月に1回、期日を定めて、署員による会議（以下「所属会議」という。）を開催しなければならない。ただし、所属会議は、必要により地域別に分けて行うことができる。

2 署員は、所属会議に出席することができない場合は、急を要するときを除き、あらかじめ署長の承認を受けるとともに、必要な指示を受けなければならない。

3 所属会議における訓示事項及び指示事項は、会議訓示・指示簿（様式第1号）に記載するものとする。

(朝礼)

第15条 署長は、署内勤務者、署所在地及び交番その他の派出所の当番勤務者に対し、職務上必要な事項について訓示、指示、教養、訓練、勤務指定等を行うため、必要に応じて朝礼を行わなければならない。

2 朝礼における訓示事項及び指示事項は、会議訓示・指示簿（様式第2号）に記載するものとする。

(訓示)

第16条 署長は、署員に対し、所属会議、朝礼その他随時に、執行務の適正・向上を図るために必要な事項等について訓示しなければならない。ただし、署長が不在のときは、副署長が代理して行うものとする。

2 訓示した事項の要旨は、訓示簿（様式第3号）に記載するものとする。ただし、訓示した事項の要旨を、第14条第3項に規定する会議訓示・指示簿、前条第2項に規定する会議訓示・指示簿及び次条第3項に規定する幹部会議録に記載する場合は、この限りではない。

(幹部会議)

第17条 署長は、幹部に対する教養を行い、又は署員の指導、教養、監督、事務の連絡・調整等必要な事項について検討し、又は協議するため、1か月に1回以上幹部会議を開催しなければならない。

- 2 幹部会議の出席者は、署長がその都度指定するものとする。
- 3 幹部会議の状況は、幹部会議録（様式第4号）に記載するものとする。

第4章 その他

（事務監査）

第18条 署長は、毎年1回以上、署内の係及び地域警察勤務員の事務全般について監査を行い、次に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。

- (1) 実施の概要
- (2) 良好と認められた共通的な事項
- (3) 将来改善の余地があると認められた共通的な事項
- (4) 実施の結果に基づいて改善その他の措置をした事項

（立会い）

第19条 警察官は、法令に定められた立会いについて要請を受けたときは、署長の指揮を受けなければならない。

- 2 前項の立会いをした警察官は、その状況について署長に報告しなければならない。

（事務分掌）

第20条 署長は、署員の勤務配置及び事務の分掌を定めたときは、本部長に報告しなければならない。

（沿革史）

第21条 警察署に、次に掲げる事項を記載した沿革史を備え、常にこれを整備し、その変遷の状況を記録しなければならない。

- (1) 管轄区域（面積、世帯数及び人口）
- (2) 庁舎及び敷地
- (3) 定員
- (4) 交番その他の派出所及び駐在所（設置、変更、廃止及び所管区の区域の改廃）
- (5) 署長の異動
- (6) 警察職員の事故（殉職その他の重大異例な事故）
- (7) 警察装備（警察通信施設、車両、船舶その他重要機材設備の状況等）
- (8) 管内に発生した重要な事件、事故等（災害、騒じょうその他重要な犯罪及び事故の概要）
- (9) 管内の交通情勢（道路、鉄道、港湾、船舶、車両等）
- (10) その他将来の参考となる事項

（管内地図）

第22条 警察署に、次に掲げる事項を表示する管内地図（5万分の1以上の縮尺のもの）を備えておかななければならない。

- (1) 警察署の位置
- (2) 所管区
- (3) 交番等の位置
- (4) 交通機関の状況

- (5) 警察電話（加入電話を含む。）の状況
- (6) その他警察活動上必要と認められる事項
（鍵等の引継ぎ）

第23条 警察署の各室、倉庫等の鍵その他必要と認められる物品は、当該取扱者が退庁時に当直責任者に引き継がなければならない。

（門標）

第24条 警察署及び交番等には、門標及び赤色標識燈を掲げなければならない。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月3日島根県警察訓令第4号抄）

- 1 この訓令は、平成16年3月6日から施行する。

附 則（平成16年3月26日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成16年4月1日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年3月18日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月6日島根県警察訓令第34号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年6月18日島根県警察訓令第16号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日島根県警察訓令第15号）抄

この訓令は（中略）平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月16日島根県警察訓令第22号）

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日島根県警察訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年11月30日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日島根県警察訓令第31号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日島根県警察訓令第11号）
この訓令は、平成31年3月20日から施行する。

附 則（令和2年11月5日島根県警察訓令第32号）
この訓令は、制定の日から施行する。

様式 〔略〕